(趣 旨)

第 1 条 この要項は、伊丹市広告掲載要網に基づき、本市が配布するマタニティストラップ及びバッグ の制作及び提供にかかる P P P (公民連携) について、その目的や手法等について必要な事項を定める ものとする。

(目 的)

第2条 母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」では、その課題の1つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げ、この課題の一つである各種交通機関における妊婦の優先的な席の確保のために、「健やか親子21」推進検討会において、マタニティマークを発表し、地方公共団体は普及啓発の責務を負っている。

本市でも従来より母子手帳交付時にキーホルダーを配布し、マタニティマークの普及啓発及び妊産婦にやさしい環境づくりを推進しており、このストラップとバッグの配布について、PPP(公民連携)の手法を活用することで、制作にかかる予算削減並びに妊娠期の支援充実を図ることを目的とする。

(広告及び提供内容)

第3条 伊丹市マタニティストラップ及びバッグの制作について、企業からの提供を受けるとともに、 当該企業より提案があった場合は、広告を掲載することを可能とし、広告料は原則無料とする。但し、 料金を納付する場合も可能とする。又、提供を受ける内容については、別記「伊丹市マタニティストラップ及びバッグ制作に係る業務仕様書」のとおりとする。

(広告の規格及び掲載基準)

第4条 配布する広告(以下「配布広告」とする)の規格及び掲載基準は「伊丹市広告掲載要網」「伊丹 市広告掲載基準」及び「医療広告ガイドライン」に準ずるものとする。

(配布期間及び配布方法)

第5条 配布物及び配布広告(以下「配布物等」とする)は、令和8年4月1日から翌年3月31日までの期間とし、その期間中の母子健康手帳交付時に配布するものとする。

(申出者の受付及び選定方法)

- 第6条 受付方法、選定方法等については次のとおりとする。
 - (1) 受付方法

受付については別途定める要領によるものとする。

(2) 選定方法

申出者の選定に関しては、配布物等の内容、他自治体での導入実績、その他追加提案内容等を 考慮し、次条に定める配布物提供企業選定委員会(以下、「選定会」という。)において審査し、 申出者を1者に選定する。但し、申出者が1者の場合であっても、選定基準、失格条件等による 選定をする。

(3) 選定基準

選定会委員が、審査票にて配点を行い選定する。

- (4) 失格条件
 - ①審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合
 - ②各委員ごとに審査項目配点を合算し、委員のうち一人でも合算点が50点に満たない提案があった場合

(選定会の設置)

- 第7条 申出者を選定するため、また制作物及び掲載広告に関して審査をするために次の各号に掲げた 事項を規定する選定会を設置する。
 - (1) 選定会は次に掲げる事項を審査する。
 - ア 申出者の選定に関すること
 - イ 広告主等の業種及び業者
 - ウ 掲載広告の内容
 - エ その他選定会の長が必要と認める事項
 - (2) 選定会の委員長は健康福祉部長をもって充てる。

委員は、健康福祉部参事、保健医療推進室長、母子保健課長、経営企画課長、広報・シティプロ モーション課長をもって充てる。委員長は会務を統結する。

- (3) 委員長は前項に定める委員の他に関連する職員を臨時の委員として加えることができるものとする。
- (4) 選定会は、必要の都度、委員長が招集する。
- (5) 選定会がやむを得ない事由で開催できないとき、また緊急を要するときは選定会を招集せず、 議案の持ちまわりにより審議することができる。
- (6) 選定会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- (7) 委員長は必要があると認めた時は、選定会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を受けることができる。

(協定書の締結)

第8条 選定会により選定された企業と市は、原則、協定書を締結するものとする。

(実施担当課)

- 第9条 この要項の実施に係る庶務は、伊丹市健康福祉部保健医療推進室母子保健課が行うものとする。 (その他)
- 第10条 この要項に定めるもののほか、マタニティストラップ及びバッグ制作に係る企業提案の募集に 関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付則

1. この要項は、令和7年7月7日から施行する。